

平成30年5月25日

第11回村上市農業委員会会議録

第11回村上市農業委員会定例会を平成30年5月25日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	11番	齋藤	博
12番	佐藤	健吉	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

10番 遠藤 俊 樹

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	鈴木	美宝	(庁議のため遅参)
事務局 次長	小川	良和	
事務局 副参事	佐藤	俊一	
事務局 係長	園部	和枝	

1. 午後1時30分 事務局次長（小川良和君） 皆さん、ご苦労さまです。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。10番、遠藤委員のほうから本日欠席の旨の連絡がご

ございました。検査入院ということでございます。よって、現在の出席委員数は19名です。在任委員の過半数を超えておりますので、本日の総会は成立いたします。

初めに、石山会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局次長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第11回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号8番、本間委員、議席番号9番、中山委員、ご両名をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、報告いたします。資料をめくっていただきまして、1ページのほうをごらんください。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。番号1番、申請人、群馬県前橋市下細井町__番__、____、土地の表示、大欠__番__、地目、台帳____、現況宅地、面積__平米、申請の事由、申請地は平成30年2月に父より相続を受けた農地で、昭和50年ころから耕作されておらず、住宅に囲まれた農地で、現在は周囲の宅地と一体化している。このため農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、申請人、村上市上山田__番地甲、____、土地の表示、上山田字宮の前__番__、地目、台帳____、現況雑種地、面積__平米、申請事由、申請地は約20年前から耕作しておらず、現在は雑種地化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

ページめくっていただきまして、2ページ、番号3番、申請人、村上市宿田__番地__、____、土地の表示、宿田字御伊勢前____、地目、台帳____、現況宅地、面積__平米、ほか4筆、合計5筆、__平米、申請事由、申請地は住宅に囲まれた農地で、約40年前から耕作されておらず、周囲の宅地と一体化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号4番、申請人、村上市小川____番地、____、土地の表示、小川字藤原__番__、地目、台帳__、現況雑種地、面積__平米、申請地は平成3年ころから耕作しておらず、現在は雑種地化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号5番、申請人、村上市板屋越____番地、____、土地の表示、板屋越字谷地頭____番、地目、台帳、現況とも____、面積が____平米、ほか1筆、合計2筆で____平米、申請事由、申請地は約30年前より耕作しておらず、現在は原野化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号6番、村上市早稲田____番地、____、土地の表示、早稲田字中野一____番、地目、台帳、現況とも____、面積____平米、ほか3筆、合計4筆で____平米、申請事由、申請地は約20年前から耕作しておらず、現在は原野化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

ページめくっていただきまして、4ページ、番号7番、申請人、村上市大谷沢____番地、____、土地の表示、大谷沢字桃木平____番、地目、台帳、現況、ほか1筆、合計2筆、____平米、申請事由、申請地は平成19年に杉を植林し、現在は山林化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。番号1番、____からの申請場所ですが、地図右下のほうに村上第一中学校がございます。今回の申請場所は、その第一中学校の西側、地図ちょうど中央付近、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

ページめくっていただきまして、6ページ、番号2番、____さんの申請場所、地図左のほうに上山田集落がございます。そこから東側、山手に入っていったところのちょうど地図中央の下段のほうに小さく太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号3番、____さんからの申請場所です。地図右側に国道7号線とJR羽越本線が走っております。地図中央付近に画かれているのが宿田集落で、今回の申請場所は宿田集落の南側に位置しますちょうど地図中央付近で、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

ページめくっていただきまして、8ページ、番号4番、____さんからの申請場所です。地図左側、縦に国道7号線が走っております。今回の申請場所は、朝日地区小川集落の北側で、7号線から東側に入ったところ、地図中央寄りの付近の下段のほうに太く囲まれた場所がありますが、こちらが申請場所になります。

番号5番、____さんの申請場所です。地図右下隅のほうに小さいですが、国道7号線が少し描かれております。その周辺にあるのが板屋越集落で、今回の申請場所はその板屋越集落から西側、山のほうに入っていった場所で、地図ちょうど左側、真ん中ら辺にあります。太く囲まれた2筆が今回の申請場所でございます。

ページめくっていただきまして、10ページ、番号6番、____さんからの申請場所です。地図右隅のほうに何軒か家並みがありますが、こちらが早稲田集落になります。その早稲田集落からこちらのほうについても西側、山のほうに入っていったところ、地図左側中央付近に太く囲まれた場所4筆が今回の申請場所です。

続きまして、番号7番、_____さんからの申請場所です。地図中央付近の上部のところに大谷沢集落が小さく描かれております。今回の申請場所は、そこから南のほうに山手のほうに伸びております広域基幹林道三条山線がずっと南に集落から伸びておりますが、その沿線、ちょうど地図中央下段のほうに太く囲まれた場所2筆が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告事項については終わり、次に議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 続いて、12ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は、使用貸借3件、売買1件、合計4件です。

使用貸借1件について説明します。番号1、貸し人、村上市北新保____番地__、____、借り人、村上市北新保____番地__、____、土地の表示、北新保字砂山____番地、現況地目、__、面積が____平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定です。この案件は、親子間の貸し借りで、更新の案件です。

続きまして、売買1件について説明します。番号4、譲渡人、村上市小町__番__号、____、外1名、譲受人、村上市七湊____番地、____、土地の表示、2筆ありまして、1筆目、学校町____番地1、現況地目、__、面積____平米、もう1筆のほうが同じく学校町____番地__、現況地目、__、地積____平米、この2筆の所有権の移転売買でございます。対価としまして合計の対価が____円、10アール当たり____円の案件であります。

地図の説明をします。番号4の売買について地図の説明をします。13ページをごらんください。中央にあるのが村上中等教育学校、その隣にある2筆、黒く囲まれたところが今回の案件の申請場所です。大きく囲まれたほうが____番__、隣にある小さいほうが____番__です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 事業計画変更承認申請についてと関連がございます案件があるので、3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。

14ページのほうをごらんください。議案第2号 事業計画変更承認申請について、番号1番、当初計画者、新潟市中央区女池__丁目__番__号、____、承継者、村上市羽黒町__番__号、____、土地の表示、南町二丁目、これ番地となっておりますが、番の間違えです。済みません。____番__、地目、台帳田、現況____、面積____平米、移転の内容、住宅建築用地、対価____円、10アール当たり換算いたしますと____円となります。変更目的と内容です。申請地は、平成25年4月24日付、村振農第3024号により事業計画変更の許可を得ました。計画では貸し駐車場として利用する計画でしたが、これまで借用の希望者がなく、今後も利用者の見込みがないことから事業の完了が不可能と判断いたしました。このたび承継者が一般住宅の建築を計画したものです。

続きまして、番号2番、当初計画者、村上市大場沢____番地、____、土地の表示、大場沢字屋敷添____番__、地目、台帳、現況とも__、面積、____平米、移転等の内容ですが、許可の取り消しでございます。変更の目的・内容ですが、申請地は平成28年7月21日付、村振農第3035号により農地法第5条の許可を受けました。当初計画では、貸し駐車場の設置を計画しておりましたが、予定していた人との契約が成立せず、今後も利用が見込めないことから、事業の完了は不可能と判断し、一部を子どもの住宅建築用地に、そのほかは今後も農地（畑）として耕作を行っていくものですということです。

番号3番のほうでお子様への事業計画の変更を説明いたしますが、当初計画許可面積が____平米、そのうちこの番号2番での許可の取り消しが____平米、お子様の住宅用地として承継する面積が____平米となります。

ページめくっていただきまして、16ページのほうをごらんください。番号3番、こちらが先ほどのお子さんの住宅建築するという部分の計画変更になります。当初計画者は、先ほどご説明させていただきました大場沢の____、承継者、村上市大場沢____番地、____、土地の表示、村上市大場沢字屋敷添____番__、地目、台帳、現況とも__、面積は____平米でございます。移転の内容については、住宅建築用地でございます。変更内容といたしましては、申請地は先ほど説明した28年7月21日付、村振農第3035号により農地法第5条の許可を受けました。当初計画では貸し駐車場の設置を計画しておりましたが、予定していた人との契約が成立せず、今後も利用が見込めないことから、事業の完了は不可能と判断しました。このたび承継者が一般住宅の建築を計画したものですということです。

続きまして、事業計画の変更の場所の説明をさせていただきます。17ページごらんください。こちらは、事業計画変更番号1番と、後ほど説明させていただきます5条申請の番号1番、申請人、

_____の場所でございます。地図中央に村上警察署と村上南小学校があります。今回の申請場所は、その村上警察の南側、すぐ南側のところ、太く囲まれた場所が今回の事業計画を伴う5条申請の場所でございます。

ページめくっていただきまして、18ページごらんください。事業計画変更番号2番及び3番、あと5条申請番号6番の申請場所でございます。地図中央に描かれているのが朝日地区の大場沢集落になります。今回の申請場所は、ちょうど地図中央付近になりますが、大場沢集落の北側のほうになりますが、太く囲まれた場所が今回の申請場所で、ちょっと形の悪い1筆を分筆した形になりますので、屋敷添_____番__（計変）と書かれたものが矢印されている部分が計画変更番号2番、事業の取り消しの場所になります。

その隣、_____番__（5条）という吹き出しがついて矢印されているところが計画変更3番と5条申請に伴う住宅建築用地でございます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

番号1番、譲渡人、こちらの案件につきましては、事業計画変更1番で説明させていただいた内容ですので、前半の部分は省略させていただきます、後段のほうを説明させていただきます。農地区分につきましては、第3種農地、備考といたしましては、申請者は現在市内の賃貸借住宅で生活しているが、このたび住宅の建築を計画し、建築用地を探していたところ、通勤も容易で環境もよい申請地を最適地と考え、転用の申請をするものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種中高層住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでおりますということで、こちらのところに木造2階建て住宅1棟、建築面積_____平米の住宅を建設される予定でございます。

続きまして、番号2番、貸し人、村上市岩船下浜町__番__号、____、借り人、村上市岩船下浜町__番__号、持ち分2分の1、____、同じく持ち分2分の1、____、土地の表示、岩船上町__番__、地目、台帳__、現況が__、地積__平米、転用の目的は住宅建築用地です。計画等につきましては、使用貸借権の設定でございます。農地区分といたしましては、第3種農地、申請者はこのたび念願のマイホームの建築を計画し、申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内、第1種住居地域の農地でありますということで、こちらの申請は木造2階建て、建築面積_____平米の住宅1棟を建設される予定でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、20ページをごらんください。番号3番、譲渡人、村上市桃川__番地、____、譲受人、村上市岩船駅前__番地__、____、____、土地の表示、松喜和字砂山_____番__、地目、台帳__、現況__、地積__平米、転用の目的、住宅建築用地、契約等については売買による所有権の移転でございます。対価は_____円で、10アールあたりに換算いたしますと約_____円となります。農地区分につきましては、第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在市内の共同住宅で生活しているが、このたび住宅の建築を計画し、建築用地を探していたところ、現在の住まいにも近い申請地を最適地と考え、転用するものです。なお、申

請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。こちらの土地に木造平屋建て、建築面積_____平米の住宅を1棟建設される予定でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、村上市松喜和_____番地____、____、譲受人、村上市岩船下浜町__番__号、持ち分2分の1、____、同じく持ち分2分の1、____、土地の表示、松喜和字砂山_____番__、地目、台帳、現況とも畑、地積____平米、転用の目的、住宅建築用地、契約等については売買による所有権の移転でございます。対価は_____円で、10アールあたりに換算いたしますと約_____となります。農地区分につきましては、第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在の住居が幹線道路から小道に入った狭小地で、生活の便が悪いことから、申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。こちらの土地に木造平屋建て1棟、建築面積_____平米の住宅を建設される予定でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、村上市桃川_____番地____、____、譲受人、村上市岩船_____番地____、____、____、土地の表示、松喜和字砂山_____番__、地目、台帳、現況とも__、地積____平米、転用の目的、駐車場及び簡易物置敷地ということでございます。契約等については、売買による所有権の移転で、対価は_____円で、10アールあたりに換算いたしますと約_____円となります。こちらの農地区分につきましては第2種農地で、備考といたしまして、申請者は航空機関連の製造業を営んでいるが、業務の拡張に伴い事業所が手狭となったことから、業務用車両の駐車場及び簡易物置の設置のため、申請地を転用するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置するものですということで、こちらの土地に駐車場1台分と簡易物置1棟を設置される予定でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、村上市大場沢_____番地____、____、こちらは先ほど説明させていただきました事業計画3番の内容と同じ内容となりますので、後段のほうだけ説明させていただきます。備考といたしまして、申請者は現在実家に住んでいますが、このたび新居の建築を計画しました。夫婦とも仕事をしていることから、子どもの見守りを親にお願いすることとなるため、利便性を考え実家の隣地の申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は第2種農地で、集落に介在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものですということで、こちらのほうに木造2階建て、建築面積_____平米の住宅1棟を建設される予定となっております。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして、22ページごらんください。番号2番、____、____さんの申請場所の説明をさせていただきます。地図中央

下段に岩船小学校がございます。今回の申請場所は、岩船小学校から北側、少し上がったところにあります地図帳上太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、番号3番、4番、5番の説明をさせていただきます。23ページの地図右側のほうに国道345号線が縦に走っており、上段のほうに臨港道路岩船港線が345号線から分かれて延びております。今回の申請場所は、臨港道路よりも南側のほうに当たります松喜和集落の中で、国道345号線から西側に入ったところ、一番最初に出てくるのが③番、番号3番の申請、砂山____番の__となります。

番号4番、____、____さんの申請場所は、今ほど説明した番号3番からさらに西側のほうに移動した同じ通りで、道を挟んで反対側のほうになります。④字砂山____番__と書かれた場所が番号4番、____さんの申請場所でございます。

番号5番の申請場所は、そこからまた西側のほうに行った海沿いのところで、3番、4番の通りから2本、北のほうに離れた通りの西側でございます。⑤字砂山____番__と書かれた太く囲まれた場所が番号5番の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に事業計画変更の番号1番と5条関係の1番、同じ案件でありますので、を報告をお願いいたします。

15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。議案第2号、番号1、2について現地調査に行っていましたので、ご報告します。

5月16日8時半より、農業委員、推進委員6名、事務局より小川次長で現地調査に行っていました。現地では行政書士の____さんより説明を受けました。申請地は、平成25年に事業計画変更の許可を得ました。計画では貸し駐車場として利用する計画でしたが、これまで借りる人もなく、今後も利用者の見込みがないことから、このたび継承者に譲渡し、住宅用地として利用する計画です。周りは住宅に囲まれ、近くには影響を与える農地もなく、委員全員で許可相当と見てまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、次に事業計画変更の2番、3番と5条の6番、関連がございますので、報告をお願いします。

19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山です。第2号の2、3、それと5条の6、全部絡みますのでお願いいたします。

これは、平成28年に車庫を建てるということで売買等で購入したものですし、そのときは許可したわけですが、今回事務局説明あったように駐車場の借り手がないということと、娘夫婦が隣接地にうちを建てたいということでしたし、事前に私ちょっとお話、行ってきたんですけども、そ

の前に16日の日、朝日支所で農業委員4名、推進委員2名、それと小川次長から説明ありまして、小池補佐、説明後、_____さん本人の確認に行ってまいりました。なお、この後継者でうちを建てるというのは_____さんの娘で、この売買の土地にもいろいろ絡んで車庫ということでは許可はしたんですけども、借り手がないという流れの中で、今回農地として1回戻すということで、農地に戻す部分についてはきちんと畑としてキュウリ、ナス、トマト等植えてありましたし、そういう住宅部分については事務局説明のとおり、若夫婦がそこに出てうちを建てるということですし、隣のほうも住宅が建っておりますし、後ろは杉林と、正面が地図のとおり道路ということで、農地も自分の畑の部分ですし、何ら問題はないということで見てきましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、次に5条申請の番号2番について報告をお願いします。
15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 議案第3号、番号2について現地調査に行ってまいりましたので、ご報告します。

5月16日9時より、農業委員、推進委員6名で現地調査に行ってまいりました。現地では_____の_____さんより説明を受けました。現地は、申請人の父が平成4年に店舗兼住宅用地として許可を受けましたが、何らかの事情により住宅等の建築が行われず、現在に至ったものと思われま。このたび息子である_____さんが住宅建設をする計画です。現地は、きちんと整備された住宅地の一角にあり、周囲に影響を与える農地もなく、委員全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） 次に、5条関係の番号3番から5番について報告をお願いいたします。
3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。それでは、現地確認の報告をいたします。

5月の9日午後1時に神林支所男子休憩室において農業委員、推進委員7名集まりまして、小川次長から現場の説明を受けた後、現場へ行きました。

まず、3番について、村上市の_____さんの件ですが、場所は図面で示されているとおり、ちょうど前も横も舗装道路で囲まれた角地になるわけですがけれども、もともともここ長い畑1筆だったんですが、今回はその半分分筆みたいな格好になっております。現状は、いわゆる原野状態になってい。道路の雨水関係も側溝が入っており、何ら問題のない場所ということで判断してまいりました。

続いて、4番、これは田中さんの案件ですが、これも場所的にそこから50メートルほどでしょうか、先へ行行った角地の1つ手前になるんですが、ここの畑の場合はちょっと傾斜がありまして、いわゆる北側から南側へ下のような傾斜があるんですが、住宅を建てるという中で、下のほうの道路と段差がつくのはまずいということで、途中で段差をつけた上、そこを階段で出入りするとい

とで、住宅自体は北側のほうに建てて、下のほうは物置をするんだということで、ここも前は舗装道路で、雨水に関しても何ら問題はございませんし、周りに影響のある場所ではないというふうに判断をしてみいました。

その次、5番についてですが、5番については、ここ去年から始まりまして、去年、今年とこの面全て宅地という格好で埋まってしまいまして、今回の件、最後に残った非常にわずかな部分、こんなとこ農地として残しても使いようがないよねと言って、前回見てきたわけなんですけど、その角にあるおうちの持ち主さんがそこを会社の駐車場並びに資材置場として購入したいということで、今回その並びが全て埋まってしまったというような格好で、この場所についても神林の委員の中では問題ないというふうに判断してきましたので、よろしく皆さん、審議のほどをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案第2号の事業計画変更承認申請について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号の質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可相当と決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、24ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が4件、賃貸借の設定が47件、所有権移転の売買が1件、合計52件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市高根____番地、____、借り人、村上市高根____番地、____、____、土地の表示、高根字切留____番、地目、__、地積____平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定です。期間が2年間、新規の設定となりまして、改良

区費は貸し人負担となります。この案件については、この後賃貸借でも出てまいります、_____個人から農地所有適格法人_____へ切りかえるための案件となります。

番号4番までが使用貸借の案件です。

次に、25ページをごらんください。賃貸借の設定になります。番号5番、貸し人、村上市瀬波中町__番__号、____、借り人、村上市羽下ヶ淵__番地、____、土地の表示、瀬波字下川原__番__、地目、__、地積__平米、利用権等の種別が賃貸借の設定です。期間が2年間、借賃が10アール当たりコシヒカリ玄米__キロ、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。

ページのほう進みまして、36ページ、51番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号52番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地、__、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地、____、土地の表示、春木山字諏訪木__番、地目、____、地積__平米、売買による所有権の移転となります。対価が_____円です。10アール当たりは約_____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。37ページをごらんください。図面上、左側上部に保内小学校があります。国道7号線から国道113号線に向かって下鍛冶屋集落、上鍛冶屋集落を通過しまして、春木山集落に入った集落北側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に番号9番について審議いたしますので、議席番号19番、船山委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（19番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号9番について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号9番、承認することに決定いたしました。

（19番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、番号9番、承認することに決定いたしました。

続いて、次に番号22番について審議いたしますので、議席番号4番、加藤委員、関連議案ですので、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（4番 加藤孝平君退席）

○議長（石山 章君） 番号22番について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号22番、承認することに決定いたしました。

(4番 加藤孝平君着席)

○議長(石山 章君) 加藤委員、番号22番、承認することに決定いたしました。

今ほど承認いただいた案件を除きまして、質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番(増田嘉美君) 3番、増田です。52番の案件の地図についてちょっとお聞きしたいんですが、申請地と書いてある場所は黒枠でわかるんですが、その側の場所、普通であれば筆で割らっている中のこの部分というんですけども、これ自体が1筆になっている場所なんですか。これこんなかなり大きい面積の場所なんですけども、どういうところにある田んぼになるんでしょうか。

○事務局係長(園部和枝君) こちらのほうの場所なんですけれども、この地図の中では線ちょっと割られていないんですが、細かく何筆かに割られている農地になっていまして、その中の1筆となります。

○議長(石山 章君) 増田委員、よろしいでしょうか。ほかにないでしょうか。

2番、阿部委員。

○2番(阿部正一君) 今増田委員がお話あった集落のお名前、下鍛冶屋になっておりますけども、これ本題の譲渡人の下鍛冶屋のほう为正しいんで、もしあったらこういうのも直しておいていただければいいかなと思ひまして。

それで、今増田委員お話ししたとこであれば、本当は線引いてここで例示すべきでないでしょうか。これ災害復旧して全部できたとこですんで、私も空白あるなんてわかりませんでしたけども。

○事務局係長(園部和枝君) 済みません。地図のほう、申しわけございません。集落名の漢字、下鍛冶屋の漢字の字ですか。漢字が間違っておりました。大変失礼いたしました。

○議長(石山 章君) ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案として、その他、皆様方から。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) それでは、議案については終了いたしまして、10分間休憩に入ります。

休憩 午後2時30分～午後2時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 4 時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年 5 月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員